

全国の特定機能病院の36協定で定める医師の延長労働時間の現状と課題

三隅達也

山口大学大学院経済学研究科企業経営専攻
(医療・福祉経営コース)

1. 目的

労働者のなかでも、病院に勤務する医師の労働時間は最も長いことが明らかになっている。これまで医師が過労死した事例は少なくない。2019年3月に厚生労働省から発表された医師の働き方改革に関する検討会(以下、検討会)報告書によると、B・C水準に特定される病院で働く医師については、36協定で最大年1,860時間まで時間外労働を行わせることが合法化される見込みである。その時間は過労死ラインの約2倍にあたり、そのような超長時間労働は医師の過労死を発生させるリスクを著しく高める。

医師のなかでも、高度先進医療や救急医療を提供する特定機能病院で働く医師は、労働時間が特に長いことが予想される。本研究は、検討会の報告書が発表された後における特定機能病院の36協定で定める医師の「延長時間」等を明らかにし、医師の労働実態や健康確保の観点からその妥当性を検証することを目的とする。

2. 調査対象・方法

調査対象は、2019年4月1日時点における全国の全ての特定機能病院86施設とした。調査対象のうち国公立病院については、それらを管轄する大学や地方公共団体に対して法人文書開示請求書により36協定を請求した。防衛医科大学校病院については、防衛省に対して36協定に準じる行政文書の開示請求を行った。私立病院については、それらの所在地の労働局に対して行政文書開示請求書により36協定を請求した。なお、開示された国公立病院の36協定のなかには「延長時間」等が開示のものが複数あったため、それらの病院の36協定については別途、労働局に対して行政文書開示請求を行った。

3. 結果

36協定に記載されている複数の「延長時間」等

のうち、どれが医師に該当するかは次の基準で判断した。「業務の種類」が開示された36協定は、その欄に「医師」、「診療業務」等の医師であることを確認ないし推測できるものとした。医師で複数の定めがあるものは最も長いものを採用した。「業務の種類」が開示の36協定については、それに記載されている最も長いものとした。各病院の「延長時間」等は表のとおりである。1年単位の「延長時間」等は長い順に、2,000時間、1,920時間、1,380時間、1,200時間、1,170時間であった。年960時間のA水準以下は80施設(全体の93.0%)と殆どを占めた。1箇月単位は長い順に、275時間、170時間、155時間、150時間(3施設)であった。

短い方の「延長時間」等は、1年単位では短い順に、300時間(2施設)、360時間(2施設)、420時間、450時間であった。1箇月単位は短い順に、45時間(2施設)、60時間(4施設)、65時間であった。

「労働させることができる法定休日の日数」には、その定めがないものから月5日の定めが存在した。

特別条項を定めていない36協定が13施設(全体の15.1%)で確認された。特別条項適用の手続は大きく分けて、労働者代表や労働者本人に通知や申入れ、及び、労使協議であった。

4. 考察

医師の働き方改革の議論において、“医療提供体制の確保”という長時間労働を容認するための大義名分が多用されているにも関わらず、殆どの特定機能病院の36協定ではそのための時間設定が行われていなかった。理想的な数字を並べただけの36協定はそれを形骸化させ、労働衛生や法令遵守に対する職員の意識を低下させかねない。その一方で、労働実態に合わせて「延長時間」等を大幅に引き上げることは、医

師の健康確保の観点から議論の余地がある。複数主治医制を基本とし、また積極的なタスク・シフティング等により、医師の業務量を減らす取り組みが求められる。

特別条項適用の手續として定められている労使協議は、実際には困難が伴う。特に1日単位の「特別延長時間」を適用する際に、その都度労使協議を行うことは現実的ではない。月単位の適用であれば月1、2回の労使協議を行うことも不可能ではないが、それでも煩わしさが残る。また、労使協議に過半数代表者1人が対応する場合は、その人にとって少なくない負担になる。それらの理由で、実際は労務管理担当の事務職員が過半数代表者へメール等で通知するだけになるなど、名ばかり協議となるおそれがある。ただ労使協議には、労使コミュニケーションの充

実や労働者代表による拒否権の発生という利点もある。例えば、特定の医師が長時間労働を継続している場合、労働者代表の判断でその医師の特別条項を適用させないことも理論上可能である。なぜなら、協議である以上は労使双方の合意が必要になり、使用者が一方的に物事を進めることはできないからである。これは過労を防止し、健康を確保するための1つの手段として機能する。

病院は高い公共性を持つため、その36協定の内容は単にその病院の労使のみで決定されるべきものではない。すなわち、同じ医療圏内で役割分担を担う周辺の医療機関や、医療計画を立てる都道府県とも十分協議したうえで決定されることが求められる。

表 全国の特定機能病院の36協定で定める医師の「延長時間」等の一覧

病院名	「延長時間」もしくは「特別延長時間」で最長のもの、あるいは医師のそれらの時間と判別できるもの（下線なしは「延長時間」、下線付きは「特別延長時間」で定める時間。）				労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻。最も長い時間を採用。	特別条項適用の手續
	1日	1箇月（★休日労働含む）	特別条項の適用できる回数（月数）/年	1年			
1 旭川医科大学病院	15 ¹¹	170 ¹³		2000 ¹³	5日	8時30分～17時15分。必要と認められる場合は0～24時。	
2 札幌医科大学附属病院	15.25	100	6	750	4週4日	8時45分～17時30分、又は、16時00分～9時30分	本人に事前通知
3 北海道大学病院	10	★65	6	510	4日	原則7時間45分。必要と認められる場合は10時間延長可。	過半数代表者へ通告
4 弘前大学医学部附属病院	15	150		960	4日	8時30分～17時00分	
5 岩手医科大学附属病院	7	80	6	660	原則月2日	11時間30分以内	記載なし
6 東北大学病院	15	★80	6	720	月3日	00時00分～24時00分のうち12時間	過半数代表者へ事前通告
7 秋田大学医学部附属病院	8	240(3箇月で)		960	4日	00時00分～24時00分のうち16時間	
8 山形大学医学部附属病院	5.75	★76.5	6	690	4週4日	8時30分～17時00分。必要と認められる場合は6時間延長可。	事前に対象職員の同意を得た上で、職員代表に対象職員名を事前通知し、事後に職員の労働時間を報告。
9 福島県立医科大学附属病院	4.75	★76	6	570	4日	8時30分～17時15分	過半数代表者へ事前申入れ
10 群馬大学医学部附属病院	6 ¹²	★100 ¹²	記載なし	960 ¹²	4日	8時30分～17時15分。業務の状況により、予め指定して時間変更	遅くとも前日の業務終了前までに教職員に告知した上で、教職員代表に通告。
11 筑波大学附属病院	7.75	★75	6	600	4週4日	8時30分～19時30分	過半数代表者へ届出
12 自治医科大学附属病院	5	★80	6	720	4週4日	8時15分～19時15分	職員代表と協議
13 獨協医科大学病院	6	80	6	750	業務の都合上やむを得ない場合	8時50分～17時00分	労使協議
14 埼玉医科大学病院	6.5	80	6	630	月2日	8時30分～17時30分	労働者へ通知
15 防衛医科大学校病院	—	—	—	—	—	—	—
16 千葉大学医学部附属病院	5.75	★76.5	6	669	月2日	8時30分～17時15分	労働者代表へ事前通知
17 国立がん研究センター東病院	10	★60	6	500	月2日	必要と認められる時間	過半数代表者へ通知。労使協議。
18 杏林大学医学部附属病院	15.3	150	6	720	月2日	00時00分～24時00分	過半数代表者へ通知
19 慶應義塾大学病院	7	★90	6	810	月2日	原則8時30分～17時00分	過半数代表者へ事前申入れ
20 がん研究会有明病院	12	100	6	750	年8回	8時30分～17時5分	従業員代表へ通知
21 国立がん研究センター中央病院	10	60	6	500	4日	必要と認められる時間	過半数代表者へ通知
22 国立国際医療研究センター病院	15	100	6	900	月1日	24時間以内	過半数代表者へ通知
23 順天堂大学医学部附属順天堂医院	5	100時間未満	6	720	月1日	8時30分～16時40分	労働者へ通知
24 昭和大学病院	10	★80	6	720	全て	7.5時間	労働者代表へ通告
25 帝京大学医学部附属病院	15.5	100	6	360	月1日	8時30分～17時00分	従業員代表に通知
26 東京医科歯科大学医学部附属病院	15	★99時間59分	6	720	月5日	8時30分～17時15分	原則、部局代表者へ事前通知
27 東京医科大学病院	10	★80	6	660	4日	8時00分～22時00分	延長した際は、労使間において書面にて通告
28 東京慈恵会医科大学附属病院	10	100		960	月2日	9時00分～17時30分、8時00分～16時30分	

	病院名	1日	1箇月	特別条項	1年	法定休日	法定休日の始業・終業の時刻	特別条項適用の手続き
29	東京大学医学部附属病院	15	★80	6	720	月4日	8時間。必要と認められる場合は15時間延長可。	労働者へ事前通知
30	東邦大学医療センター大森病院	4	★80	6	600	月3日	9時00分～17時30分	労使協議
31	日本医科大学付属病院	5	45	360	日曜日、祝日法による休日、創立記念日、土曜日の日数分の指定休日		8時30分～17時30分	
32	日本大学医学部附属板橋病院	5	★90	6	700	月2日	9時00分～17時00分	労使協議
33	北里大学病院	8	80	6	720	月1日	00時00分～24時00分	不開示
34	横浜市立大学附属病院	4	★80	6	720	月4日	8時30分～17時15分	労働者代表へ事前通知。労使協議。
35	聖マリアンナ医科大学病院	6	★75	6	720	月1日	8時30分～17時00分	労働者代表へ事前申入れ
36	東海大学医学部付属病院	7	70	6	570	月1日	記載なし	労働者代表へ事前申入れ
37	新潟大学歯学部総合病院	6	★80	6	700	月2日	8時30分～17時15分	原則、当該勤務を行わせる前日の終業時刻までに当該職員へ通知
38	富山大学附属病院	12	100	6	870	月4日	6時00分～21時00分のうち12時間	労使協議
39	金沢医科大学病院	8	★99	6	720	4日*1	8時45分～17時00分	職場代表へ事前申し込み
40	金沢大学附属病院	12	★80	6	720	月1日	8時30分～17時00分	一定期間ごとに本人に通知
41	福井大学医学部附属病院	8	★80	6	540	月1日	8時間。必要と認められる場合は5時間延長可。	部局長等から該当する所属する職員へ事前通知
42	山梨大学医学部附属病院	10*2	100*2	900*2	月4日	7時間45分。必要と認められる場合は4時間30分延長可。		
43	信州大学医学部附属病院	10	★80	6	690	月4日（法定外休日を含む）	8時30分～17時15分	労使協議
44	岐阜大学医学部附属病院	6	100	960	月3日	就業規則のとおり		
45	静岡県立静岡がんセンター	4 ^{1,2,3}	80 ^{1,2,4}	6	750 ^{1,2}	月2日	7時間45分以内*3	労働者代表へ事前に理由を付して通告
46	浜松医科大学医学部附属病院	4	60	6	450	月4日	8時30分～17時15分。業務上の必要により変更可。	過半数代表者へ事前に必要性、理由を通知
47	愛知医科大学病院	7	80	6	360	4週1日	8時30分～17時15分	労働組合へ通知
48	名古屋市立大学病院	15.5	★80	6	600	月2日*5	0時00分～24時00分	文書による事前通知
49	名古屋大学医学部附属病院	4.75	80	6	720	月2日	8時30分～17時15分。業務の進捗状況等又は命ずる業務により、予め指定して変更可。	労使協議
50	藤田医科大学病院	6	155	6	1200	月1日	8時45分～17時00分	通告
51	三重大学医学部附属病院	15	★80	6	630	月2日	就業規則のとおり。業務の進捗状況等や命ずる業務により、予め指定して変更可。	過半数代表者へ事前通告。事前通告できない場合は、事後速やかに通告。
52	滋賀医科大学医学部附属病院	15	99	960	月4日	8時30分～17時15分		
53	京都大学医学部附属病院	9.75	★75.5*5	2*6	510.75	4週2日	8時30分～17時15分	過半数代表者へ事前通告
54	京都府立医科大学附属病院	6.25	★99	6	600	月4日	7時間45分	月ごとに労働組合へ事前通知。通知を3年間保存する。
55	大阪医科大学附属病院	5	★80	6	720	月2回	8時30分～16時50分	不開示
56	大阪市立大学医学部附属病院	8	99	4	756	4週2日	8時間。必要と認められる場合は16時間。	労働組合へ事前通告。やむを得ない事情により事前通告できないときは、事後速やかに通告。
57	大阪大学医学部附属病院	8	100	記載なし	750	4週2日	8時30分～17時15分。手術等により必要のある場合は、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更し、労働時間を延長することがある。	過半数代表者へ書面又は電子媒体により通告を行うと共に、該当職員の健康に配慮し、かつ、その同意を得る。
58	関西医科大学附属病院	5	45	300	4週1日	原則8時間		
59	近畿大学医学部附属病院	5	80	6	540	4週2日	9時00分～18時00分	記載なし
60	国立循環器病研究センター	8	★99	6	750	月2日	0時00分～24時00分	労働者代表へ事前申入れ
61	大阪国際がんセンター	6	275	6	1920	月1日	就業規則別表の必要とされる時間帯。	本人へ事前通知し同意を得る。労働者代表と協議。
62	神戸大学医学部附属病院	8*7	100*7	記載なし	960*7	月2日	8時30分～17時15分	不開示
63	兵庫医科大学病院	4.5	80	960	月1日	8時30分～16時45分		
64	奈良県立医科大学附属病院	15.25	60	6	300			記載なし
65	和歌山県立医科大学附属病院	4.5	★99時間59分	6	600	4週4日	7時間45分。必要と認められる場合は4時間30分延長可。	労使協議による同意を得、本人へ事前通知し同意を得る
66	鳥取大学医学部附属病院	15	90	6	720	月4日	7時間45分。必要と認められる場合は15時間延長可。	該当職員へ通知
67	島根大学医学部附属病院	7.75	★99	6	864	月4日	8時30分～17時15分。必要と認められる場合は4時間延長可。	労使協議を経た上で、対象職員へ通知。事態窮迫のため労使協議を行う暇がないときは、協議を行わず対象職員へ通知。この場合、過半数代表者へ事後遅滞なく事由等を通知。
68	川崎医科大学附属病院	6	90	6	720	年5日	8時30分～17時00分。	労使協議
69	岡山大学病院	12	★80	6	720	月2日	8時間	職員代表者と協議
70	広島大学病院	6	★80*8	6	720	4週2日	8時30分～17時15分。必要と認められる場合は6時間延長可。	当該職員へ文書又は口頭により業務の緊急性を説明し、職員の同意を得て、かつ、職員代表へ事前通告。
71	山口大学医学部附属病院	15.25	★79	6	720	全て	原則、就業規則に定める所定労働時間。業務の都合により、0時00分～24時00分の間で18時間。	労使協議。緊急事態等により事前協議ができない時は過半数代表者へ事前通知。それもできない時は過半数代表者へ事後の延長労働時間を報告。
72	徳島大学病院	12	80	5	750	月2日	8時30分～17時15分	労使協議

	病院名	1日	1箇月	特別条項	1年	法定休日	法定休日の始業・終業の時刻	特別条項適用の手続き
73	香川大学医学部附属病院	6	120 ^{*9}		960	月2日	8時30分～17時15分。業務の都合により時間帯変更可。	
74	愛媛大学医学部附属病院	4.75	★99	6	709	月4日	14時間30分	事前に職員個別に合意を得る。
75	高知大学医学部附属病院	6	★80	6	720	月2日	8時30分～17時15分	事前通知
76	九州大学病院	8	★60	4	420	月5日	8時30分～17時15分	当該職員へ口頭で事前通知
77	久留米大学病院	2.5	★100時間未満 ^{*10}		960 ^{*10}	月1日	8時30分～17時00分	
78	産業医科大学病院	4	150	6	1380	4週4日	8時30分～17時15分	不開示
79	福岡大学病院	6	★80	6	720	4週2日	8時40分～16時40分	労働者代表へ事前申入れ
80	佐賀大学医学部附属病院	7	★99	6	720	月2日	8時30分～17時15分	本人へ事前通知
81	長崎大学病院	15	★80	6	760	月2日	8時間。必要と認められる場合は4時間延長可。	過半数代表者へ事前申入れ
82	熊本大学医学部附属病院	6	★70	6	690	月2日	12時間	職員へ事前通知
83	大分大学医学部附属病院	4	150	6	1170	月2日	8時30分～17時15分	労使協議
84	宮崎大学医学部附属病院	6	99	6	720	月4日	7時間45分。必要と認められる場合は4時間延長可。	該当職員へ事前通知
85	鹿児島大学病院	5	120	6 ^{*11}	1000	月4日	12時間以内	職員へ事前通知
86	琉球大学医学部附属病院	7	80		960	月2日	8時30分～17時15分	

^{*1} 所定労働時間（1日7時間45分）を超える時間。

^{*2} 所定労働時間（具体的な時間の記載なし。）を超える時間。

^{*3} 1月あたり等の期間の記載なし。

^{*4} 職員と監督者との事前協議を経たものに限る。

^{*5} ただし、患者の生命、健康等に関わる緊急事態及び災害発生により業務遂行上必要な場合は、この限りでない。

^{*6} 休日労働を含むか不明。

^{*7} ただし、給与、財務及び情報処理等の業務、会議対応業務、施設管理業務並びに患者への医療を提供するために必要な業務により特に必要な場合は月5日。

^{*8} 65.5時間であれば6回まで適用可。

^{*9} 「延長時間」と「特別延長時間」のどちらか不明。

^{*10} 45時間を超える月は連続して3月を超えてはならない。

^{*11} 通常は99時間であるが、過半数代表者と協議の上この時間まで延長可。

^{*12} 特別協議を経る。

^{*13} 急病、急患、緊急手術等人命を保護するために必要な場合はこの回数を超えること可。